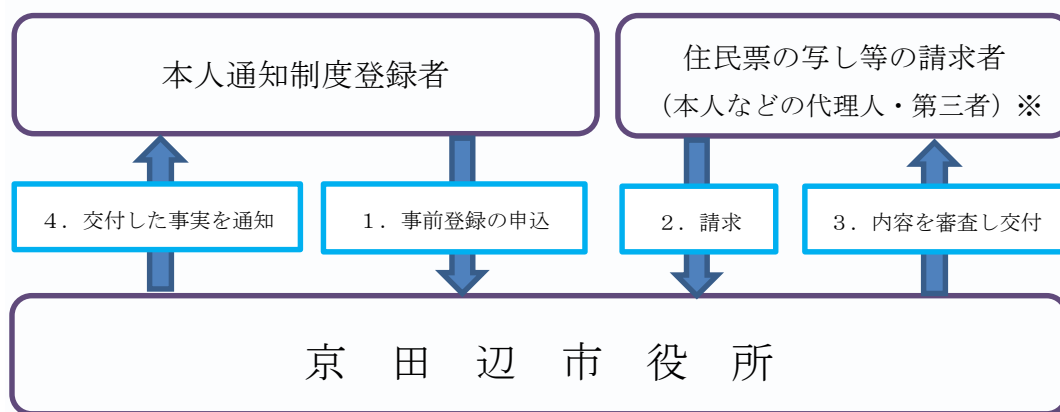


京田辺市事前登録型本人通知制度

本人通知制度とは・・・

住民票の写しなどを代理人や第三者に交付した場合、事前に登録された人に対して、その交付した事実をお知らせするもので、住民票の写しなどの不正請求および不正取得による個人の権利の侵害の抑止、及び防止を図ることを目的としています。



※1.「本人など」とは、以下に該当する場合をいいます。

○住民票、住民票記載事項証明書…本人、同一世帯員

○戸籍謄・抄本、戸籍の附票、戸籍事項証明書…本人、同一戸籍に記載されている人、配偶者、直系尊属・卑属

2.「本人などの代理人」とは、上記 1.の人から代理権を明らかに（委任状を持参）された人をいいます。

3.「第三者」とは、上記 1.2.以外の人（個人、法人、八士業）をいいます。

※八士業とは…弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、行政書士、海事代理士

登録できる人	・京田辺市の住民基本台帳に記載、または記載されていた人 ・京田辺市の戸籍に記載、または記載されていた人 ※死亡した人、失踪宣告を受けた人は登録できません									
通知対象となる証明書	<table><tr><th>住民票関連 (除票を含む)</th><th>戸籍関連（除籍・改製原を含む）</th></tr><tr><td>住民票の写し</td><td>戸籍謄本・抄本</td></tr><tr><td>住民票記載事項証明書</td><td>戸籍の附票</td></tr><tr><td></td><td>戸籍記載事項証明書</td></tr></table>	住民票関連 (除票を含む)	戸籍関連（除籍・改製原を含む）	住民票の写し	戸籍謄本・抄本	住民票記載事項証明書	戸籍の附票		戸籍記載事項証明書	
住民票関連 (除票を含む)	戸籍関連（除籍・改製原を含む）									
住民票の写し	戸籍謄本・抄本									
住民票記載事項証明書	戸籍の附票									
	戸籍記載事項証明書									
通知対象とならない証明書	・登録した本人、同一世帯員からの住民票の写し、住民票記載事項証明書の請求 ・登録した本人、同一戸籍に記載されている人、配偶者、直系の尊属・卑属からの戸籍関係証明書の請求 ・国・地方公共団体からの請求 ・裁判・訴訟・紛争処理手続きなど密行性のある代理業務を理由とした請求（「京田辺市住民票の写しなどの第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第 8 条」に規定するものに限る）									
通知する内容	・証明書の交付年月日 ・交付した証明書の種類と交付枚数 ・交付請求者の種別（本人などの代理人・第三者）									
登録内容の変更・廃止	登録者の氏名・住所・本籍などに変更が生じたときや、登録を廃止するときは、届出が必要です。変更の届出がない場合、交付通知書が届かない場合があります。									

登録の抹消	・廃止の届出があったとき ・登録者が死亡または失踪宣告を受けたとき ・登録者の居住地が判明せず、住民票が職権消除されたとき
-------	---

【その他】

- ・市役所に来庁できない人は、申請書（本人確認書類はコピー）を郵送で送付することで申請が可能です。
- ・委任状無く、同一世帯分をまとめて申請することができます。申請者欄は、15歳以上（高校生以上）の人の場合自署してください。

※戸籍法・住民基本台帳法において、正当な理由があるときは第三者からの証明書の交付請求が認められています。

たとえば・・・・債権回収や債権保全のために、債権者が債務者の住所地を確認する場合など

- ・相続手続きや訴訟手続きなどにあたって、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

※通知は、登録者本人に文書を送付（普通郵便）します。

【お問い合わせ】 京田辺市役所 市民部市民年金課 戸籍住民係

電話 0774-64-1330

FAX 0774-63-1295